

新潟県病院内保育所運営費補助金交付要綱

| | | |
|----|-------------|---------|
| 改正 | 平成9年10月1日 | 福第899号 |
| 改正 | 平成11年10月21日 | 福第1014号 |
| 改正 | 平成11年10月21日 | 福第1104号 |
| 改正 | 平成13年2月7日 | 福第1773号 |
| 改正 | 平成15年2月18日 | 福第1559号 |
| 改正 | 平成16年3月25日 | 福第1762号 |
| 改正 | 平成16年11月25日 | 福第1299号 |
| 改正 | 平成19年2月6日 | 福第1720号 |
| 改正 | 平成19年4月20日 | 福第194号 |
| 改正 | 平成21年3月27日 | 福第2092号 |
| 改正 | 平成21年8月18日 | 福第825号 |
| 改正 | 平成22年12月2日 | 福第1467号 |
| 改正 | 平成24年1月19日 | 福第1583号 |
| 改正 | 平成27年2月26日 | 医看第458号 |
| 改正 | 令和3年4月23日 | 医看第82号 |

(通則)

第1条 新潟県病院内保育所運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新潟県病院内保育所運営事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に定める病院内保育所を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業を促進するとともに、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、実施要綱第5条に定める者とする。

(事業計画)

第4条 この補助金の交付を受けようとする者は、第1号様式に事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を添えて、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出した額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) この補助金は、損益計算書上の給与費に充当しなければならないこと。
- (6) 事業主体は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (7) 事業主体は、施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重すること。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に返還させることがある。

- (9) 事業主体は、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者。
 - エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者。
 - キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。
- (10) 第1号から第9号までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書を別に定める日ま

で知事に提出するものとする。ただし、交付額の変更を申請しようとする場合は、第3号様式によるものとする。

(変更の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、第4号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第6条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、第5号様式による申請書を事業を中止し、又は廃止しようとする日の30日前までに知事に提出しなければならない。

(事業の遂行が困難になった場合の報告)

第10条 第6条第4号の規定により知事の指示を求める場合には、事業の遂行が困難になった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 この補助金の事業実績報告は、事業完了後1か月以内(第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、第6号様式により知事に提出しなければならない。

ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(補助金の支払)

第12条 補助金は精算払いとする。ただし、補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることができる。

2 概算払いを受けようとするときは、第7号様式を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(消費税仕入控除税額報告)

第14条 第6条第8号の規定により知事に報告する場合は、第8号様式による報告書を提出しなければならない。

(その他)

第15条 特別の事情により、第5条、第7条及び第11条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(施行期日)

附 則 (平成9年福第899号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年福第1014号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年福第1104号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年福第1773号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月福第1559号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月福第1762号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2、第4、第5、第6、第7、第10の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月福第1299号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月福第1720号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月福第194号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月福第2092号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年8月福第825号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月福第1467号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月福第1583号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月医看第458号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月医看第82号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| 1 基 準 額 | 2 対 象 経 費 |
|---|--|
| <p>各病院内保育所につき、1の基本額により算定した額から別に定める保育料収入相当額を控除した額に別に定める病院内保育所の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と2の加算額により算定した額の合計額</p> <p>1 基本額</p> <p> A型特例 1人×180,800円×運営月数</p> <p> A型 2人×180,800円×運営月数</p> <p> B型 4人×180,800円×運営月数</p> <p>2 加算額</p> <p> 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数</p> <p> 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数</p> <p> 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数</p> <p> 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数</p> <p> 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 (休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。ただし、診療日として表示する日を除く。)</p> | <p>病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人件費（給料、諸手当、法定福利費等）及び委託料（人件費に限る。）とする。</p> |